

第36回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成28年6月6日(火)10:00～10:30

場 所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

議 題

- (1) 火力電源入札ガイドラインの改訂案の建議について
- (2) 一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可等の事前申請に関する経済産業局長への事務委任について

○八田委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまより第36回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

議題は、資料1にございますように2つでございます。

なお、きょうが36回となっているのは、3日金曜日に第35回委員会を书面開催いたしましたためです。その内容については、個社情報を取り扱うものであったために、非公開といたします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

議題の1つ目、火力電源入札ガイドラインの改訂案の建議について、資料3に基づいて新川課長からご説明をお願いします。

○新川取引監視課長　資料3、火力電源入札ガイドラインの改訂案の建議につきまして、お諮りさせていただきます。

これまで、昨年12月から本年3月にかけて、火力電源入札専門会合を4回開催しまして、その中で3度にわたり火力電源入札ガイドラインの改訂について審議を行っております。本年4月15日の電力・ガス取引監視等委員会で火力電源入札ガイドラインの改訂案について検討を行い、その後、4月20日から5月20日にかけて、パブリックコメントを募集したところでございます。

パブリックコメントの結果、計7通のご意見をいただいております。その結果を踏まえて、改正案の修正を行う予定でございます。パブリックコメントでいただきましたご意見についてご紹介させていただきます。

資料3—1をごらんください。横長の資料でございます。

まず、1つ目の意見でございますが、新規に建設する電源が運転を開始する際には、料金規制がなくなっている可能性が高く、本制度は不要ではというご意見でございます。競争の状況によっては料金規制が残っている可能性もあるという状況でございますので、現時点においては制度を残すこととする一方、今後の競争の動向を踏まえて、廃止も含めた見直しを行うということとしています。

2つ目のご意見でございますが、みなし小売電気事業者の子会社だけでなく、孫会社も入札が必要ではないかというご意見でございます。ガイドラインでの子会社の概念の基になっています会社法の定義では、いわゆる孫会社も子会社の中に含まれていますので、孫会社が建設する場合であっても入札が必要となるものでございます。

3つ目のご意見は、みなし小売電気事業者が区域外に供給する場合には、経過措置料金ではありませんので、本制度の対象外ではないかというご意見でございます。こちらについては、ご指摘を踏まえてガイドラインにその旨を追記しようと考えています。

4つ目のご意見でございますが、ガイドラインで供給先を公募で募集するなど、電源建設者が自らの発意で電源を建設する際には入札不要としている点につきまして、公募の仕組みを明確にすべきではないか。また、その契約価格を精査すべきではないかというご意見でございます。この点については、さまざまなスキームが考えられますので、個別事案に応じて建設者の主体性を判断することとしています。また、判断の結果、入札が不要となった場合でも値上げ時の料金査定の対象にはなるというものでございます。

さらに、過去に応札したが、上限価格を超えて落札できなかった電源は、建設者が自らの発意で建設する電源には該当しないはずだというご意見もいただいています。こちらにつきましては、仮に過去の入札と同じ仕組みで契約するのであれば、これは小売電気事業者側が決めた募集要項に基づくものでございますので、電源建設者が主体的に行う仕組みという条件に該当せず、入札が必要になると考えています。

5つ目のご意見でございますが、電源建設者が相対交渉で供給先を決める場合も入札不要となるよう、公募などという条件を削除してほしいというご意見でございます。みなし小売電気事業者が電源建設に深く関係している電源から供給を受けようとする場合には、適正な原価形成のため入札が必要と考えています。

6つ目でございますが、先ほどの4つ目のご意見と同様に、入札が不要となるのを電源建設者が公募した場合に限るべき、その場合も料金査定の対象とすべきというご意見で

ございます。これは、先ほど申し上げましたように、さまざまなスキームが考えられますことから、個別事案に応じて判断することとしており、また、入札不要な場合も料金値上げ時の査定はあるというものでございます。

7つ目のご意見でございますが、上限価格設定の柔軟化をする場合には、価格の査定をしっかりとすべき、また、過去に落札した電源も公平性の観点から、後で契約した電源に合わせて契約価格を補正してほしいというご意見でございます。上限価格については、審査の時期を前倒すよう今回の改正で見直して見直して、上限価格の審査の実効性を向上させています。

過去に落札した電源の契約価格を補正すべきという点については、既に契約済みのものにつきましては、本指針の対象外であると考えています。

以上のご意見を踏まえまして、資料3に戻らせていただきますけれども、みなし小売電気事業者が供給を受けようとする火力電源が域外の需要への供給のみに用いられる場合については、みなし小売電気事業者の経過措置料金と無関係であるため、入札の実施は不要と考えられます。この点について、原案では明確化されておりましたので、次のページに記載していますように、指針に明記する修正をしたいと考えています。

次の2ページのところに修正案を記載していますが、箱で囲っている「なお」のところでございます。なお、みなし小売電気事業者が供給を受けようとする火力電源が、当該みなし小売電気事業者の旧供給区域以外の区域における需要への供給にのみ用いられる場合には、特定小売供給約款の料金と無関係であるため、入札の実施を要さないとしています。

以上を踏まえまして、資料3-2で経済産業大臣への建議を行いたくお諮りする次第でございます。資料3-2に経済産業大臣への建議の案を添付させていただいています。

電力・ガス取引監視等委員会委員長名で経済産業大臣宛てでございます。新しい火力電源入札の運用に係る指針の改訂に関する建議についてということで、小売電気料金の適正性を確保する観点から、一般電気事業者が入札により火力電源を調達しようとする場合の方法について、新しい火力電源入札の運用に係る指針を定めているところ、本年4月1日の電気事業法等の一部を改正する法律の施行により事業類型の見直しが行われたことや、これまでに行われた入札案件の結果、入札の競争性の向上などの課題が明らかとなってきたことを踏まえ、同指針についても改訂を行うことが必要です。

については、新しい火力電源入札の運用に係る指針を別添の新旧対照表のとおり改訂することが、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認められることから、電気事業

法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします、とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、これはパブリックコメントの結果を踏まえて直したということですから、これを認めていただいたものだと考えます。

それでは、ご議論を踏まえて、資料3のとおりガイドライン改訂のための建議を経済産業大臣宛てに行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議題の2つ目、一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可等の事前申請に関する経済産業局長への事務委任について、資料4に基づいて岸課長よりご説明をお願いいたします。

○岸総務課長 資料4、ガスの託送供給約款の認可等についての経済産業局長への事務委任についてです。

法律上、経済産業大臣が託送供給約款の認可等をしようとする際には、あらかじめ委員会の意見を聞かなければならないとされています。

一方、法律上、大臣の認可等に係る権限そのものについて、一定の場合、供給区域を管轄する経済産業局長に委任されています。具体的には、下の主なポイントの1の要件に該当する場合には、経済産業局長に認可権限が委任されています。

そこで、ポイントの2に記載のとおり、委員会の意見に係る事務についても、①経済産業局に認可権限がおろされているのは比較的小規模なものや定型的な処理になじむものを中心であること、②地域の特性を踏まえた事実認定に関して現場の経済産業局に知見があることなどを踏まえると、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用という観点から、全体の状況は委員会事務局が一元的に把握し、定期的に委員会会合で報告することを前提に、委員会の意見に係る事務を経済産業局長に対して事務委任の形式で委任したいと考えております。

なお、下から3行目の括弧の中で、事務委任の法的性質は授権代理と考えられる旨記載しました。これは、必ずしも法律上の根拠がなくとも、行政法の解釈として、権限を有す

もとの機関、この場合には委員会ですが、もとの機関の明示的な授権があれば、他の機関に代理させることができる、という考え方を確認的に記載しています。

次のページの事務委任の文書の案については、説明は省略いたします。

説明は以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、今の内容についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。稲垣委員。

○稲垣委員　結論においてはこれでいいと思うのですが、委員会及び事務局で認識を共通にする必要があると思うことと、今後、よりスムーズというか、整合性のとれた論拠づけができるように、事務局においても関係各所と協議する機会があればしていただきたいと思うところがあるので、若干発言させていただきます。

この委任する権限、授権代理する権限なのですが、事務局事務については、さほど問題はないと思うのです。しかし、意見を述べる権限については、問題があると考えます。なぜなら電事法では、大臣の行政行為について委員会が意見を述べるという構造になっていて、大臣と委員会は、いわば対抗的な行政組織として法律上位置づけられています。電事法には、これについて委員会に委任できるという権限は規定されていないので、行政法の一般則ということになるのですけれども、いずれにしても意見を求める側が自分に対して下部機関にその事務を委任する、しかも今度、意見を自分で受ける権限を下部機関に委任するということを大臣とは違う行政機関であるうちの機関がやると。そういう権限がどこにあるのかとか、それがそもそも制度的に許されるのかという問題が若干あります。

ただ、行政法の学問的な領域における解釈として、委員会が行政行為を代理して他の機関に授権することはできるということがあるので、事務委任については全体の趣旨、つまり非常に大量であるとか軽微であるとか、法の趣旨からすると市場の適正を確保するのに特に必要とは認められないということが多いということからすると、行政処理としてはこういう処理もある。また、事務局の説明ではそういうことがなされているということなので、それを尊重してやっていくということはいいと思うのですが、理論的に矛盾をはらんでいることは確かなのです。ということで、事務局においては機会があればそうした問題を解消すべく、チャンスがあれば検討していただきたいというのが1点です。

そもそもこの議論をしなければいけない原因は何かというと、特別な事情があれば別ですが、本来、特に個別の意見を述べる必要が一般的には認められない。そうした類型についても電事法に基づく意見を求める、そして委員会は意見を求めなければならない

という電事法の規定が非常にラフであることが原因で、こういう場合の1つの方策としては、例えば大臣と委員長との電事法の運用の申し合わせということで、こういう類型については、法の解釈としてはそもそも意見聴取を想定していないという行政解釈に立つということを確認して、その運用でやっていくというのが一番楽なのではないかと稲垣としては思うわけです。

その辺も踏まえて、役所におけるいろいろな歴史とか解釈のこれまでの慣行があるでしょうから、それを踏まえて余り矛盾のない、きちっと整合するような解釈をこれから探っていくっていただいて、よりよい法の運用ができるようにと願っているの、念のため委員の一人がこういうことを思っているということの共通認識はいただけたらと思います。

以上です。

○八田委員長　わかりやすい説明、ありがとうございました。それでは、事務局からどうのご意見ですか。

○岸総務課長　ありがとうございます。稲垣委員長代理のご指摘を踏まえつつ、引き続き議論を深めるとともに、運用においても委員会の役割についてしっかり認識を共有しながら、緊張感を持って進めていきたいと思っています。

行政法上、授権代理という考え方があるというご紹介をいたしました、実質においても、大臣に意見を述べる立場という観点から注意しなければならないと受けとめております。

なお、経済産業局においても局内の電力・ガスを所管する部局とは別に、取引監視室という別の独立性の高い部局に委員会に関する事務をさせ、その部分は委員会の授権のもとに、その包括的な指導、監督のもとで行うということではありますが、稲垣委員長代理がおっしゃいましたように、法律の解釈、あるいは法令としてどうあるべきかというような論点にも関係すると思います。ただ現段階で、軽微な案件だから委員会に意見聴取を求めなくていいという考え方でいいのかどうかというところは、私どもも、もう少しよく検討してみたいと思っています。いずれにしても軽微とはいえ、事務委任の運用においては、委員会の期待されている役割をしっかり認識しながら進めてまいりたいと思いますし、また、随時ご報告申し上げますので、そのときにもまたご意見を賜りながら進めていきたいと考えております。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、今の稲垣先生のご意見としては、結論的に事務をやってもらうのはいいのだが、その法的な構えを将来的には整理する必要があるのではないかというご意見だったと思います。この点については、整理、ご検討をお願いしたいと思います。

それで、資料4については、今後とも経済産業局との連携を進めていただくということ念頭に置いた上で、今のご説明を了としてお認めするというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、これからこれに基づいてやっていただきたいと思います。

あと、ほかに何かありますでしょうか。

○都築ネットワーク事業監視課長　それでは、1点ご報告を申し上げます。資料は参考資料というところをごらんになっていただければと思います。

東京電力パワーグリッド株式会社から、小売事業者に対する電気の使用量の確定通知の遅延等に係る報告徴収文書の発信についてということでご報告を申し上げます。

平成28年5月20日に、大臣より東電PGに対して行った報告徴収に対する報告の概要につきましては、前回の6月2日の委員会にて、その概要についてのご報告を行ったところでございます。その際のご指摘などを踏まえまして、その翌日、6月3日付でございますが、当委員会委員長名にて報告徴収を実施したところでございます。

この問題につきましては、6月末までに問題の解消ということが東電PGからご報告があったわけなのですが、足元でも依然として遅延等が続いているという中で、収束に向けてのアクション、それから、小売事業者、電気の使用者、発電を行う事業者に対する影響、また、今後与え得る影響に対する対応というところについて、最後にシステムふぐあいの解消に向けた取り組みについてということで、報告を求めるものでございます。

最後の点につきましては6月17日まで、それ以外につきましては明後日、6月8日までの締め切りということで報告を求めることとしております。

説明については以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、これで予定していた議事は全て終わりましたけれども、ほかに何かありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局より連絡事項があったらお願いいたします。

○岸総務課長　　次回の日程につきましては、改めて正式決定しましたらご連絡申し上げます。

　　以上です。ありがとうございました。

○八田委員長　　それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——